

受付番号：2017-1-121

課題名：食道癌における HPV 感染と放射線化学療法の感受性に関する研究

## 1. 研究の対象

2011年1月～2012年12月までの期間に東北大学病院において、食道癌に対して術前放射線化学療法を施行され、その後当院で手術を受けた方

## 2. 研究目的・方法

食道癌は手術や放射線化学療法が根治治療として施行されております。放射線化学療法で根治できれば食道を温存することができ、患者さん方の生活の質の向上に寄与することができます。食道癌に対する放射線化学療法の効果を事前に予測するための研究がこれまで施行されてきました。一方、HPV感染は食道癌でも以前から存在していることが示されておりました。HPV陽性となる他の癌腫（中咽頭癌・子宮頸癌）においては放射線治療が良く効くことがわかっています。そうしたことから、食道癌においても HPV 感染の有無により放射線化学療法の効果に差が出ると仮定しています。今回の研究で HPV 陽性食道癌において放射線化学療法が効きやすいということがわかれば、治療法の選択において大変重要な情報となると考えています。

## 3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、放射線化学療法治療の内容、画像検査、副作用等の発生状況、カルテ番号 等

試料：血液検体、手術にて切除された組織検体

## 4. 外部への試料・情報の提供

該当無し

## 5. 研究組織

該当無し

## 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内

で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院 放射線治療科 助教 高橋 紀善

宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-717-7312 FAX 022-717-7316

研究責任者：

東北大学病院 放射線治療科 助教 高橋 紀善

宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-717-7312 FAX 022-717-7316

研究代表者：

東北大学病院 放射線治療科 助教 高橋 紀善

宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-717-7312 FAX 022-717-7316

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合